

#### 第4回 団体交渉議事録

日時：2016年3月7日（月） 15時00分～17時00分

##### 5. 入試手当等の改善について

書記長：静岡大学は大学入試センター試験の試験会場、受験生の数が多いと聞いている。東大、九大に次いで全国3番目とも聞いているが、入試手当がもっと高い大学がたくさんある。

委員長：大学入試センター試験も個別学力試験も重大な責任と多大な労力がかかっている。大学入試センター試験は、静岡大学はほぼ全員が2日間にわたって担当していて、他大学と比べて非常に人数も多い。センター試験、個別学力試験ともに静岡大学よりかなり手当が高い大学がある。大学院入試も含めた出題、採点、監督者の手当も他大学のほうがかなり高い面が多い。入試は重大な責任と緊張、労力が伴うので、それに見合う手当をつけていただきたい。また原資となる受験料についての手当支給の割合もデータの公開をお願いしたい。

田中職員課長：まず手当の金額の誤りがある。15年4月に改正している。センター試験の監督者・警備者は15000円、学内入試の一般選抜の出題者国・数・理・英は40000円、出題責任者は60000円、国・数・理・英以外の出題責任者は25000円出している。他大学の資料を見て、静岡大学の手当が低いわけではないと何度も言っている。

委員長：大学院の手当は変わってないか？他大学と比べて低い。3000円というところはほとんどなかったが。

田中職員課長：それは変わっていない。

委員長：少なくとも5000円以上だ。大学院の試験も責任が伴うので、手当の増額を検討いただきたい。

田中職員課長：静岡大学のほうが高い部分もある。全体を比べたときに静岡大学が低いわけではないと言いたい。

委員長：3000円は低いと思うので、検討いただきたい。

田中職員課長：考えさせていただきたい。

委員長：受験料に対する手当の支給の比率はどうか。公開していただくことはできるか。

書記長：会計処理はどうなっているのか。ひとまとめで処理されているのか。

委員長：そういうデータ自体がないのか。

書記長：われわれが大学入試センターを2日とも担当する、それも毎年のように来る。それが当たり前だと思っていたが、他大学では1日だけ担当であるとか、何年かに一度回ってくるようなサイクルだとか、同じ国立大学なのに、どうしてそんなに負担が大きいのかと言ったときに、静岡大学は担当している会場が多く、担当している受験生が多く、それだけ収入があるはずだと聞こえてくる。ではセンターから下りてきているお金がどのように使われているのか。きちんとわれわれに還元されているのかどうかという点で、ほかの大学よりはもっともらってもいいのではないかとどうしても思ってしまう。その会計処理はどうなっているのか。されていないのか。

前田理事：検定料は入試センターのほうに入る。大学の収入ではない。

書記長：センター試験で監督料としてわれわれがもらっているのは、大学がもらっているのではないのか。

前田理事：大学入試センターから来ているお金だ。

委員長：大学入試センターからどれだけ来ているというようなデータは。

前田理事：今答えられないので…

## 7. 「振替休日」運用の改善について

書記長：工学部のほうで休日変更簿というのがあって、勤務を命じる日の前後1週間で振り替え日を決めろと紙で来る。これもかなり無理があると思うが、人文社会科学部であれば、できれば前後1週間で取ってほしい。それが無理であれば1ヶ月。1ヶ月が無理なときもある。何が言いたいかというと、こういうかたちで振り替え休日前後1週間と言ったときに、取りようがない。しかたなく休むと届け出て、実は来て仕事をしている。アンケートをすると、そういう実例がたくさん聞こえてくる。少なくとも部局によって扱いが違うのは大きな問題ではないか。休日出勤で働いたときにしっかり休めるという意味では、原則的には1週間だが、1ヶ月というかたちで全学的に柔軟に休める日を確保するという運用をすべきではないか。また、月給制であるからどうしても1ヶ月以内に消化できない場合は、給与として払うべきではないかということである。少なくとも現状の事務処理は早急に是正できるのではないか。

田中職員課長：取り方が部局によって違うということがあったので、昨年職員課で整理し、労働時間の勤務について勤務時間の処理についてというマニュアルを作り、職員を集めて説明等をし、かつホームページにも公開している。原則として同一週で振り替えていただきたい。これは前と同じだが、これは割増賃金が発生しない。同一週ができない場合は同一月内で振り替えてほしい。この結果どういふことがあるかということ、超過勤務については割増賃金25/100が発生する。さらに同一月でも振り替えができない場合は、翌月に振り替えてくださいとQ&Aには書かせてもらっている。その結果、38時間45分を越えた場合は25/100が発生するとそういう処理でお願いすると、昨年4月だったか、マニュアルを作り、部局の担当者を集めて説明会をしている。かつこのマニュアルもホームページに掲載している。総務担当者と係長、中には非常勤の方が担当している場合は非常勤の方も来ていただき、両キャンパスで説明会をしている。学部によってやり方が違うというのはまずいので、かつ法人化以前はそういうマニュアルを作っていたのだが、それ以後は作っていなかったのだから、今回整理をして昨年4月に行った。

書記長：これは初耳だ。団体交渉を何回もやっているが、昨年4月にさかのぼってできていたと今はじめて聞いてびっくりしている。

久保田副課長：団体交渉のときはこういうシステムの話は出なかった。

書記長：だが前後1週間の運用は無理があるという話はしたが。

久保田副課長：こういう議論は出なかったが、大学は当然進めていたということだ。

田中職員課長：ほかの大学はどうやっているのか、前任地はこうやっていた、国家公務員のころから準用してやっているが、ほかの大学はこうやっていたがなぜ静大ではできないのかなど議論して資料をもらって、静岡版のマニュアルを作り、Q&Aを作り、担当者を集めて

説明会をし、ホームページにも掲載してやった。話がなかったというのはずっと検討していたからだ。集めてやったというのは4月だったか。

久保田副課長：もう少しあとだったかもしれない。個別には電話等で説明している。通知も流している。

書記長：それは改めて勉強させてもらう。

副委員長：工学部で11月のテクノフェスタまでは、裁量制の教員はいつ取ってもいいということがメールに書いてあったが、センター試験の前12月のメールではそれが抜けていた。いつ取ってもいいということなので、研究で海外に行っていたときには、数年前の代休を取ったときには問題なく通ったが、それは本当はまずいのか。

久保田副課長：それはまずい。

副委員長：年度を越えるのが、これまではOKだったが。

久保田副課長：どこかに事実誤認があったのだと思う。大学は一切どこでも言っていない。

田中職員課長：過去にはそういうことがあったかもしれないので、一度整理して、法人化前のマニュアルしかなかったのを、一度整理してつくらせてもらった。今後はこうしてほしいと学部で足並みをそろえてマニュアルを公開して、職員課に問い合わせのあったものもQ&Aに入れて、説明している。

書記長：一般の職員への周知徹底はどのていどされているのか。少なくともわれわれはそういうマニュアルは配信受けていない。Q&Aも見していない。

田中職員課長：実際に勤務時間を管理している事務に相談があったときにこうすればいい、ああすればいいという対応をするので、担当している部署の係長なり担当者なりを集めた。

組合：12日のやつも7日から金曜日までの日付が入っていて、名前を書いて出すだけの用紙が来ているが。

田中職員課長：原則として1週間で振り替えてもらい、そこは超過勤務が出ないので、そこでやってほしいと。やむをない場合は月の中でやってほしいと。

委員長：受け取り側が的確ではないということもあるので、できれば全教職員にこういうものがあるとメールで配信してほしいが。

田中職員課長：総務担当の方がいるわけだから、総務担当の方が構成員の方に周知してもらうように言っている。

委員長：それが周知できていないのだからいうのだが。

田中職員課長：大学としては周知してもらうように言っている。

組合：それはできていない。

田中職員課長：総務担当の方たちに改めて周知してもらうよう伝える。